

「通年申請タイプ」の交付申請期限等の延長について

171018

平成 29 年度「通年申請タイプ」の事業者登録の期限及び交付申請書等の提出期限を以下の通り延長します。

○事業者登録の期限延長

延長後の事業者登録期限	延長前の事業者登録期限
平成 30 年 1 月 31 日 (水)	平成 29 年 11 月 30 日 (木)

○交付申請書の提出期限延長

延長後の交付申請書の提出期限	延長前の交付申請書の提出期限
平成 30 年 2 月 23 日 (金) 郵送必着	平成 29 年 12 月 22 日 (金) 郵送必着

※ 予算の執行の状況等によっては申請期限を短縮する場合があります。

○延長後に交付申請書が提出された事業の完了実績報告書の提出期限

建物の形態	延長後の完了実績報告書の提出期限	延長前の完了実績報告書の提出期限
戸建住宅 下記を除く共同住宅等	平成 30 年 9 月 28 日 (金) 郵送必着	平成 30 年 2 月 16 日 (金) 郵送必着
共同住宅の共用部分を含む場合	平成 30 年 11 月 30 日 (金) 郵送必着	

※ 完了実績報告書は上記期限の前であっても**工事完了後 1 ヶ月以内**に速やかに提出しなければなりません。

<注意>

延長前に提出された交付申請書において平成 30 年 2 月 16 日以前の工事完了予定としていた事業で、工期の変更等により、完了実績報告書の提出期限（平成 30 年 2 月 16 日）を過ぎてしまう場合は、平成 30 年 2 月 16 日までに支援室に次の方法で報告してください。（報告することにより上記の完了実績報告書の提出期限まで延長されます。報告のない場合は補助金が交付されない場合があります。）

<報告方法>

報告の方法	支援室へのメール報告とします。
メールアドレス	toiawase@choki-r-shien.com
メールの件名	29-*****-**** 工事完了期日の変更報告
報告内容	変更後の工事完了の期日（年月日）をメール本文に記載

※ 住宅毎に連絡してください。「29-*****-****」は交付申請番号を記載します。

※ **報告方法が異なると記録に残りません**ので、必ず上記方法により報告してください。

※ 本報告時点では、変更工事請負契約書等の提出は不要です。完了実績報告時は必要となります。

<注意>

このお知らせは、「通年申請タイプ」で申請する住宅を対象にしています。

「事前採択タイプ」は、今後実施する事業の進捗状況調査の結果を踏まえて改めてご連絡いたします。